

令和5年度

第1回和歌山県森林審議会

議 事 録

令和5年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和5年7月6日（木）14：00～15：50

場所：和歌山県薬剤師会館4階 大会議室

【開 会】

林業振興課
副課長

（以下「司
会」）

少し早いのですが、皆様お集まりですので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございます。
それではただいまから令和5年度第1回和歌山県森林を開催させていただきます。

私は司会進行を務めさせていただきます、林業振興課副課長の谷口です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、森林・林業局 局長の小川の方から、ご挨拶申し上げます。

森林・林業局
長（以下「局
長」）

皆さんどうもこんにちは。いつもお世話になります。

森林・林業局長の小川です。

本日の森林審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、お暑い中、またご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

厚く御礼申し上げます。

また、平素から県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますこと、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

始めに、この6月2日の記録的な大雨で、県内では、10の河川が氾濫し、水が溢れた地点は少なくとも54ヶ所に上りました。

北部では線状降水帯が発生し、24時間に降った雨量が平年6月の1ヶ月分を超える地域があるなど、記録的な大雨となってしまいました。

まずは、この梅雨前線の大雨によってお亡くなられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、家屋や事業所の浸水など、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

その中で、農林水産全体での被害総額は、県全体で130億6,585万9,000円となり、うち林業関係においては、山腹崩壊や林道の法面崩壊などの被害額は18億176万1,000円となっ

局長

ております。

県では、1日も早い復旧に向け、関係市町村と連携し、取り組んで参ります。

さて話は変わりますが、新型コロナウイルスなどを要因とした世界的な木材不足の状況となったウッドショックですが、現在、米国の住宅着工戸数は、下落傾向から横ばいとなりつつありますが、輸入材の岸壁在庫は増加しており、県内原木市場の価格についても、ウッドショック前の状況に戻っております。

しかしながら、今、続いているロシア・ウクライナ紛争等の国際情勢によりまして、輸入材のリスクが顕在化しており、国産材志向の機運も高まっています。

県では、昨年4月に策定した、和歌山県森林・林業”新”総合戦略に基づき、素材生産、流通加工販売、担い手の確保・育成、それから適切な森林管理など、総合的な取り組みを進めているところです。

その結果、令和4年時の素材生産量は、前年比4,000m³増の26万4,000m³となりまして、製材用材、またバイオマス用材が増加しております。

その他、新規就業者の確保については、目標の55名には届かず、40人となりました。

いずれにしましても、令和5年度はさらに結果が良くなるよう、新たな施策も含め精一杯取り組んで参りますので、今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、最近では、森林由来のJ-クレジットの関心が高まっておりますし、政府の骨太の方針2023にも盛り込まれました花粉症対策にも注視し、それぞれに県はしっかり取り組んで参りたいと思っております。

それから6月県議会の冒頭で知事から、令和8年秋に『第49回全国育樹祭』を開催したく、現在、「公益社団法人国土緑化推進機構」との調整を進めている旨、報告させていただきました。

これが決まれば、これを契機としてさらに森林を守り育てる大切さや木材利用を推進する、理解を深めていくよう、取り組みを進めて参りたいと思っております。

さて、本日の森林審議会は、林地開発行為の許可に関するご報告と、令和5年度の森林・林業局の施策の概要についてご

局 長

説明させていただくこととしております。

委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

司 会

それでは、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、本日は、委員、委員におかれましては、欠席となっております。

続きまして、県職員の出席者を紹介させていただきます。

森林・林業局 局長の小川でございます。

林業振興課長の原でございます。

森林整備課長の石橋でございます。

林業振興課計画班長の小山でございます。

森林整備課治山班長の笠野でございます。

次に、お手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。

まず最初に、配付資料一覧でございます。

次に次第

委員名簿

配席図

資料1として、林地開発行為の許可に関することについて

資料2として、令和5年度森林局の施策概要について

続きまして、和歌山県森林審議会関係法令等

最後に、令和5年の森林・林業及び山村の概況

資料に不足等はございませんでしょうか。

司 会

それでは、ここで、和歌山県森林審議会について簡単にご説明させていただきます。

お手元に配布してございます資料の、「和歌山県森林審議会関係法令等」ご覧ください。

森林法第 68 条第 1 項において、都道府県に、都道府県森林審議会を置くということとされておりました、この規定に基づいて森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第 68 条第 2 項及び第 3 項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・ 地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・ 地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。

- ・ 保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・ 高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること等となっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

本日の議事は、報告事項といたしまして、(1) 林地開発行為の許可に関すること、(2) その他事項としまして、令和 5 年度森林・林業局の施策方針についてです。

それでは、これより議事に移らせていただきます。

会議の議事につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第 5 条の規定に基づきまして、 会長にお願いしたいと思います。

 会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

 会長
(以下「議長」)

ただいまご紹介いただきました。 でございます。

これより議長を拝命させていただきます、議事の取りまとめ役、整理役を務めさせていただきますと思います。

どうか、円滑な議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それではまず議事に先立ちまして、本日も議事録署名委員

議長

につきまして、私の方から指名させていただきます。

■■■委員と■■■委員にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

(■■■委員、■■■委員 承諾)

では、よろしくお願いたします。

それでは早速議事に入って参りたいと思います。

1つ目は、報告事項、林地開発行為の許可に関することについてでございます。

森林整備課から、ご報告をお願いいたします。

森林整備課

治山班長

(以下、治山班長)

森林整備課治山班長の笠野でございます。着座にて失礼いたします。

資料1ページから参照願います。

まず、最初に林地開発許可制度のご説明をさせていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。となっております。

なお、森林法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、この4月1日より、太陽光発電設備を設置する場合、0.5ヘクタールを超えるものは許可の対象となっております。

森林法第10条の2第2項において、林地開発許可の基準として、4つの許可基準が定められております。

1つ目に「災害の防止」の対策として、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2つ目に「水害の防止」の対策として、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること。

3つ目に「水の確保」の対策として、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4つ目に「環境の保全」の対策として、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがある

治山班長

こと。

以上の4つの要件が定められており、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。となっております。

次に、和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規について、ご説明させていただきます。

「和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規」第1条第2号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっており、次の2点に該当する場合につきましては、一括事後報告によることができるものとされております。

1つ目としまして、『開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のもの、又は開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の二割を越えないもの』

2つ目としまして、『森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』とされております。

本日、ご報告させていただきます事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、事後報告とさせていただきますものとなります。

次のページをお願いします。今回の事後報告件数は、新規許可が4件、変更許可が1件となっております。

開発行為の目的としましては、全ての案件ともに「工場、事業場の設置」となります。

それでは、新規許可から順にご説明させていただきます。説明に入る前に、お詫び申し上げます。

お手元にお配りさせていただいている資料なのですが、印刷の関係でどうしても色が出なかった物がございまして、大変見づらくてご迷惑をおかけしてしまいました。

その中で、1枚だけ、追加でお配りさせていただきました、「12の補足」というペーパーです。そちらの方は、何とか綺

治山班長

麗に印刷できましたので、追加配布させていただいております。

それと併せて説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、新規許可案件の1つ目になります。

申請者は、株式会社ソイルテック

開発行為地は、日高郡印南町大字立石地内 で、「工場、事業場の設置」として、農地造成を目的とした開発案件となります。

事業地は、御坊南 I C から東側約 2 km、南山スポーツ公園南側の印南町大字立石字王子谷地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して南北に町道稲原道成寺 1 号線が走り、東西に王子川の支流である明神川が流れています。

次に、開発事業区域内の現況を航空写真でご説明します。

開発地の森林の現況としては、アラカシ・コナラ等の広葉樹が大半を占めています。約 99%ほとんど広葉樹がしめてございます。

開発計画の概要図になります。

事業区域面積が 18.6973 ha になります。

図上で外枠に赤の線が引いてございます。

そのうち、開発に係る森林面積、いわゆる許可面積が 5.7928 ha となっています。

開発の内容としては、総切土量：約 3 万 m³、総盛土量：約 63 万 m³ の工事を行い、約 3.3 ha の農地を造成する計画となっています。

農地については、梅畑になる計画です。

次に、防災計画の内容についてですが、開発地流末に沈砂機能を備えた防災調整池を 2 基設置し、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させるとともに土砂の流出防止を図る構造となっています。

なお、残置森林 9.6237 ha を配置する計画で森林率が 62.42%

治山班長

を確保されており、基準である 25%を大きく上回りクリアしています。

許可申請書の審査結果について、ご説明させていただきます。

「災害の防止」については、切土・盛土ともに適切な勾配となっており、盛土部の安定計算も適切に行われており、常時・地震時ともに盛土の安定が証明されています。また、土砂の流出、排水処理等も適切に計画されています。

次に「水害の防止」については、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させる計画となっています。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されています。

最後に、「環境の保全」についても、残置森林が適切に配置され、森林率の基準も満足していることから、

林地開発許可における 4 要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和 5 年 2 月 21 日付けをもって許可処分を行っています。

続いて、新規許可案件の 2 つ目になります。

申請者は、株式会社目良組

開発行為地は、西牟婁郡上富田町生馬字山王地内で、「工場、事業場の設置」として、残土処分場を目的とした開発案件となります。

事業地は、国道 42 号線と国道 311 号線の交差点から南東約 1.5 km、上富田町と白浜町の境界付近の西牟婁郡上富田町生馬字山王地内の森林区域に位置します。

開発事業区域内の現況写真になります。

事業地は、近隣に太陽光発電施設のある森林区域であり、森林の現況としましては、スギ・ヒノキ約 23%、カシ等の広葉樹が約 77%で構成されています。

治山班長

開発計画の概要図になります。

本日、別葉でお配りさせて頂いた「12の補足」と併せてご参照願います。

事業区域面積が10.0962 ha。別様で配布した資料には赤い線がくっきり表示されていると思いますので、その線が事業区域を表しています。

その内、開発に係る森林面積が許可面積になりますが4.0322 haとなっています。

総盛土量約62万m³で、うち約54万m³は残土を搬入する計画です。

造成完了後は、植栽を行い、森林に復旧する計画となっています。

次に、防災計画の内容についてですが、濁水対策のため、沈砂池1基設置し、排水施設により安全に流下させる構造となっています。

こちらの開発については、開発後に下流の河川の流下能力に応じた調整池を設置するのではなく、下流河川の狭窄部を事業者自らが河川改修を行って安全に流下させるという計画で河川管理者との協議が済んでおります。

なので、防災調整池の設置はありません。

なお、残置森林は5.7437 haを配置する計画で森林率が88.50%確保されており、基準である25%を大きく上回りクリアしています。

許可申請書の審査結果について、ご説明させていただきます。

「災害の防止」については、切土・盛土ともに適切な勾配となっており、盛土部の安定計算も適切に行われており、常時・地震時ともに盛土の安定が証明されています。また、土砂の流出、排水処理等も適切に計画されております。

次に「水害の防止」については、先ほどの説明と重複しますが、当該開発行為の実施前に事業者が下流部の河川改修を行い、流下能力を確保することで河川管理者との地点選定協議が了とされており、排水施設についても適切に計画されております。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が

治山班長

適切に計画されております。

最後に、「環境の保全」についても、残置森林が適切に配置され、森林率の基準も満足していることから、林地開発許可における4要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和5年6月2日付けをもって許可処分を行っています。

続いて、新規許可案件の3つ目になります。

申請者は、大阪府大阪市平野区の株式会社林総業
開発行為地は、橋本市彦谷字細石地内です。

「工場、事業場の設置」として、「安定型最終処分場並びに資材置き場」の造成を目的とした開発案件となります。

事業地は、橋本ICから南方約10kmの橋本市彦谷地内の森林区域に位置します。

森林の現況としましては、スギ・ヒノキが約23%、コナラ等の広葉樹が約62%で構成されている森林です。

開発計画の概要図をご覧ください。

事業区域面積が4.0716 haです。

少し見づらいのですが、開発区域の周囲に赤い線が見えると思いますが、そちらが事業区域となります。

そのうち、開発に係る森林面積、許可面積ですが3.0097 haとなっています。

埋設される産業廃棄物は16万3,772 m³となっており、搬入される産業廃棄物はいわゆる「安定5品目」といわれる品目になります。

具体的には、廃プラスチック類、ゴム屑、金属屑、ガラス屑、コンクリート屑、陶磁器屑、がれき類となります。

埋め立て完了後は、良質土により覆土を行い、一部を資材置場として利用し、残りの土地は造成完了後、植栽を行い、森林に復旧する計画となっています。

資材置き場として使用する面積が1.7470 ha。図上の中央右側になります。

左側については、造成森林1.1455 haという計画です。

なお、残置森林1.0212 haを配置する計画で、森林率は

治山班長

53.75%確保されており、基準である 25%を大きく上回っております。

許可申請書の審査結果について、ご説明させていただきます。

「災害の防止」については、切土・盛土ともに適切な勾配となっており、盛土部の安定計算も適切に行われており、常時・地震時ともに盛土の安定が証明されています。また、土砂の流出、排水処理等も適切に計画されております。

次に「水害の防止」については、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させる計画となっております。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されております。

「環境の保全」についても、残置森林が適切に配置され、森林率の基準も満足していることから、林地開発許可における 4 要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和 5 年 4 月 4 日付けをもって許可処分を行っています。

続いて、新規許可案件の 4 つ目になります。

申請者は、大阪府大阪府中央区の合同リサイクルセンター株式会社

開発行為地は、有田郡有田川町大字熊井字永貝谷地内 です。

「工場、事業場の設置」として、「資材置き場および農地造成」を目的とした開発案件となります。

事業地は、湯浅御坊道路の吉備湯浅パーキングエリアの東側に近接した森林区域に位置します。

次に、開発事業区域内の現況をご説明します。

開発地の森林の現況としては、シイ・カシ類を中心とした・コナラ等の広葉樹が大半を占めており、約 95%であります。一部にスギの人工林があるという構成です。

開発計画の概要図になります。

事業区域面積が 4.0204 ha になります。赤線で示して

治山班長

いる区域になります。

そのうち、開発に係る許可面積は 1.8511 ha となっています。

総盛土量 20 万 9,125 m³ の盛土工事を行い、農地と資材置き場を造成する計画となっています。

農地と資材置き場を併せ、0.6481 ha となっています。

次に、防災計画の内容についてですが、開発地流末に防災調整池及び沈砂池をそれぞれ 1 基、図面の左下ですが、設置しまして、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させるとともに土砂の流出防止を図る構造となっています。

なお、残置森林 1.3768 ha を配置する計画で、森林率が 42.49%確保されており、基準である 25%を大きく上回る計画となっています。

許可申請書の審査結果について、ご説明させていただきます。

「災害の防止」については、切土・盛土ともに適切な勾配となっており、盛土部の安定計算も適切に行われており、常時・地震時ともに盛土の安定が証明されています。また、土砂の流出、排水処理等も適切に計画されております。

次に「水害の防止」については、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させる計画となっています。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されております。

最後に、「環境の保全」についても、残置森林が適切に配置され、森林率の基準も満足していることから、

林地開発許可における 4 要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和 5 年 6 月 22 日付けをもって許可処分を行っています。

次に、最後の報告事案となります。
変更許可案件でございます。

申請者は、大阪府大阪府中央区の合同会社日高中津第二発

治山班長

電所です。

開発行為地は、日高郡日高川町大字船津字沖谷地内で、「工場、事業場の設置」として、「太陽光発電施設の設置」を目的とした開発案件となります。

事業地は、川辺 I C から東側約 7 km の日高川町大字船津地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して南北に県道船津和佐線が走るとともに、これと並行して日高川が流れています。

開発事業区域内の現況写真になります。

森林の現況としましては、約 32% がヒノキの人工林、コナラ等の広葉樹が約 68% を占める森林の構成となっています。

こちらが変更前の開発計画平面図になります。

発色が悪く見づらい図面で恐縮ですが、ご了承願います。

当該案件は、当初「ゴルフ場の造成」で平成 7 年に林地開発許可がなされていたものであり、長期にわたり、停滞案件として未開発であったのですが、現在の事業者が事業継承され、開発目的を変更するものであります。

当初計画のゴルフ場の造成では、ゴルフコース 18 ホール、クラブハウス、管理用道路、駐車場及び練習場等を造成する計画でした。

次の図面をお願いします。こちらが、変更後の開発計画平面図になります。

変更前の事業区域面積が、外側に黒の実線で表示されているのが変更前の事業区域です。

黒実線の内側に赤線が見えると思いますが、そこまで事業区域を縮小する計画です。

変更前 121.7043 ha に対しまして、変更後は 70.4128 ha になります。

うち、開発に係る森林面積が 43.2417 ha であったものが、43.4727 ha に変更になっています。

事業区域は縮小されたものの、開発面積は、やや増えている状況です。

総切土量としては、約 97 万 m³ で、総盛土量：約 106 万 m³ の造成工事を行い、太陽光パネル 7 万 7,900 枚を設置するとともに、発電設備を設置する計画となっています。

治山班長

次に、防災計画の内容についてですが、沈砂機能を備えた防災調整池を3基、設置する計画です。

開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させるとともに土砂の流出防止を図る構造となっています。

なお、残置森林 20.0020 ha を配置する計画で森林率が 32.09%確保されており、基準である 25%を上回りクリアしています。

許可申請書の審査結果について、ご説明させていただきます。

「災害の防止」については、切土・盛土ともに適切な勾配となっており、盛土部の安定計算も適切に行われており、常時・地震時ともに盛土の安定が証明されています。また、土砂の流出、排水処理等も適切に計画されております。

次に「水害の防止」については、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下させる計画となっています。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されております。

最後に、「環境の保全」についても、残置森林が適切に配置され、森林率の基準も満足していることから、

林地開発許可における4要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和5年2月28日付けをもって変更許可処分を行っています。

以上で、本日の森林審議会にご報告させていただきます林地開発に係る事後報告事案のご説明を終了させていただきます。

足早な説明で失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ご説明ありがとうございました。

新規4件、変更1件と非常に数が多く、すでに許可されているものでございますけれども、この機会に委員の皆様からご意見、ご質問いただけますでしょうか。

委員

各開発行為は、許可をされた後、計画に従って工事が行われると思うのですけれども、その工事完了時に、申請通りにできているか？という検査等は、どういう形で行われるのですか。

治山班長

そちらにつきましては、県職員が行います。

許可後、防災工事から着手するような許可内容になってございますので、まずそれをしてもらいます。

その後、県の職員が防災工事が適切になされているか検査を行います。

その後、本体工事なのですが、本体工事につきましても、完了後に県の職員が現場に入って完了の検査を行う流れです。

また、県の職員が工事中に随時確認に入るのですが、その際に計画通りになされてなければ、計画の変更、もしくは現場を是正するような指導を行います。

ポイントポイントでは、原則、県の職員が現場を確認して検査を行っているという状況です。

委員

例えばなんですけれども、1つ目の許可案件になると、最終的に「梅畑にするんだ。」って、申請されておりますけど、それはウメの木を植えるところまで、確認するということですか。ミカンの木ではなく、ウメが植えられるところまででしょうか。

治山班長

「ウメを植えます。」という計画が、例えばミカンになっても、目的としては農地になりますので、それについては、まず今後の利用形態を確認することになります。

利用形態が、「180°全然違うものになります。」ということになると、変更許可に該当したり、許可目的外に該当することとなりますので、手続きが必要となってきます。

今、計画しているウメがミカンやその他の果樹木に変更になる程度であれば、大きな問題にはなりません。

委員

はい。わかりました。

あと残土処分場にするよっていうところがあったと思うんですけれども、埋めてしまった後は森林を復旧するという事になっていきますけど、その辺りもチェックはされるんですか。

治山班長

はい。確認します。

■ 委員

わかりました。ありがとうございます。

議 長

どうもありがとうございます。

なかなか変更とか、対応は難しいかもしれないんですが、よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

■ 委員

すいません。教えていただきたいんだけど、残置森林について、率は数値で出ていますが、適切に配置されているっていうことの判断っていうのは、何か基準があるのでしょうか。

治山班長

基準はですね、基本的に周辺の森林、周辺地域に影響を与えないように。基本的なスタンスとしては、開発地があって、周りを囲うように残置森林を設けていただけののが一番理想的な形ではあるのですが。

どうしてもそれが取れない場合、例えば、道が隣接している等、そういうところについては、その部分を除いて、配置するよう指導しています。

基本的に、開発区域の周囲に適切な配置がなされているのかという所を確認しています。

■ 委員

例えば尾根で囲まれている場合はね、尾根を超えないということになれば、その開発地が尾根に囲まれているので、それ以外のところにはね、あまり影響ないというのはわかると思うんだけど。

そうでない場合は、やっぱり一定の幅か何かっていうところは、問題にはしないのでしょうか。

治山班長

開発面積の大きさにもよるのですが、基本的に残置森林の幅、林帯幅を 30m は確保してくださいと指導しています。

地形等でそこまで取れないとか、やむを得ないところもありますが概ね 30m 確保し、配置して下さいと指導を行っています。

委員

はい、ありがとうございました。

議長

どうもありがとうございました。
他、いかがでしょうか。

委員

今回の5つの計画すべてに共通してると思うんですが、森林の現況の方を見ますと、ナラであるとか、カシであるとかそういう広葉樹の割合が非常に高いところが多く、これらすべてナラ枯の対象木となっておりますので。

毎度同じことを申し上げますけども、ちょうど今ぐらの時期、ナラ枯れ原因であるカシノナガキクイムシが穿入する時期でありますので、現地での伐採行為をなるべく控えていただくようお願いいたしますということで。

以上よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。
現時点ではナラ枯れの被害地は含まれてないですか。

治山班長

審査する時点では、ナラ枯れについての情報は聞いていません。

議長

はい、ありがとうございます。
ナラ枯れ被害があるようなところだと、下手に伐ってしまうと、伐った材をどうするのかっていうのも問題になってくると思いますので、以後の申請の時も気をつけていただければと思います。

ありがとうございました。その他はいかがでしょう。

議長

特に無いようでしたら、私の方から1点だけ教えていただきたいんですが、審査の要件の4つの部分。

災害の防止、水害の防止、水の確保っていうのは、基準において数値的因子があると思うのですが、環境の保全というのは、基本的には森林率とかその部分だけの審査っていうような形になるのでしょうか。

治山班長

残置森林率で、開発地の周りに森林をどの程度確保できているのか、そちらの観点から審査することになります。

議 長

わかりました。

環境の保全という、かなり幅が広いと思いますので。

例えば水質ですね。化学性とか、今回、特に金属等が埋められるというところで、そういう水質の検査等が、どのようになされるのかと思いましたが、特には無いということですね。

治山班長

産業廃棄物処理の橋本の案件の事かと思いますが、水質の検査等、こちらは、廃掃法の許可を担当する保健所の検査になります。適切な時期、一定の時期が来たら保健所が水質の検査を行うことになります。

議 長

どうもありがとうございます安心してしました。

他、よろしいでしょうか。

委員

造成森林を計画しているところがあると思うのですが。

こちらについてスギなどを植えていくということになっていますが、これについては、開発時にその表層の表土をどこかで置いておいて、またその開発後に客土として、それを持ってきて、そこにスギを植えると、そういった形でしょうか。

治山班長

はい。そのとおりです。

委員

ありがとうございます。

議 長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

無いようでしたら、本件につきましては以上とさせていただきます。

どうもご審議ありがとうございました。

議 長

続きまして議事の2番に進みたいと思います。

こちらは、令和5年度森林・林業局の施策概要について。ということで、森林・林業局長からご説明いただけますでしょうか。

局 長

それでは資料2の「令和5年度森林・林業局の施策概要」について、ご説明させていただきます。

局長

着座させていただきます。

まず、資料の1ページをご覧いただきたいのですが、森林・林業局では昨年度、森林・林業”新”総合戦略という5カ年計画を立てており、今年度はその2カ年目ということで、それに基づき施策を進めさせていただいています。

その中で、昨年とちょっと違うのはですね、森林由来クレジットの部分です。

昨年、森林管理による二酸化炭素の吸収量等をクレジットとして国が認証する制度である「J-クレジット」の制度が一部改正されまして、新たに森林由来J-クレジットを試してみたいという機運も県内で高まっておりますので、また2050年カーボンニュートラルに向けて、取り組んで行くということも踏まえて、昨年の施策に加えさせていただいています。

そうした中で、重点施策としまして、5つの柱を持って構成させていただきます。

1ページの中段でございますけども、まず1つ目が、林業・木材産業の成長産業化ということで、まずは川上側の方でいうと、低コスト林業及び循環型林業の推進ということになります。

こちらの方はですね、昨年度、航空レーザ測量のデータを活用して、県で森林クラウドシステムを構築させていただきました。

これは、データを基に色々な手続きが電子化できるし、また丸太の需要別判別システム、というのも県の独自のシステムということで加えさせてもらっています。

これの運用を、今のところ8月中に本格運用させていきたいなと思っております、市町村、森林所有者、川上の事業者及び、川下の事業者全体が使えるような仕組みということで考えてございます。

それから、その2つ目になりますけども、ICTなど新技術を活用したスマート林業の推進ということで、木材産業もそうなんですけども、川上の方も、効率のいい機械の導入ということで、機械の入替えに対する県の施策を進めて参りたいと思います。

先日の6月議会においては、補正予算により補助対象や補助率を拡充したところでございます。

それから、やはり林道など基幹道路の整備が重要だという

局長

ことで、林道等基盤となる道の整備促進と、新規林道の掘り起こし、こちらの方も令和5年しっかり取り組んで参ります。

それに合わせて作業道等の路網や山土場の整備ということで、低コスト林業基盤整備サポートという県単事業を活用してしっかり事業者の方を支援していきたいと考えてございます。

また、伐採後はしっかり植えてもらうということで、伐採から植栽までの一貫作業システムの推進ということで、令和3年度では約67ヘクタールぐらい、再造林全体でいうと、230ヘクタールぐらいなんですけども、そのうちの67ヘクタールぐらいを、この一貫作業システムで整備しております。

割合でいうと29%ぐらいなんですけども、これを令和8年度には50%ぐらいまで引き上げていきたいな、ということで今取り組んでいるところでございます。

その下のエリートツリーを植栽するなど、育林コストの削減を推進ということで、エリートツリーを植栽することによりまして、下刈り等の回数も少なくできるということで育林コストの削減が期待されているところでございます。

現在のところ、なかなかエリートツリーの苗木の本数も限られておりますけども、これを生産拡大するとともに、需要の方も拡大し、取り組みを進めて参りたいと考えております。

それからドローンを活用した低コスト造林の推進ということですね、最近では苗木であったりとか資材であったりとかそういうふうな運搬にドローンを活用している事業者が結構増えてきております。

現在、令和4年度末で大型ドローンが県内に、5台でございます。それからまた、令和5年度に導入しようとしているところがありますので、合計で7台という状況になりますので、さらに効率化が図られていくのかなと考えてございます。

それから、原木の需給調整安定供給の推進につきましては、現在のところの、先ほど申し上げました26万4,000m³、令和4年中の素材生産量ですけども、その内訳としまして製材用材が14万3,000m³ということで対前年104%です。

合板用材は3万8,000m³、対前年比79%、バイオマス用材は8万3,000m³ということで対前年比111%ということで、この需要に応じた安定供給をしっかりと進めて参りたいと考えているところでございます。

局長

続きまして2ページの方をご覧くださいと思います。

2つ目になりますが、紀州材の加工体制の強化と需要拡大ということで、やはり需要の方でいうと製材所等の加工体制の強化というところが非常に重要になってきております。

エネルギー効率のすぐれた加工機械の導入を県単独事業で支援したり、また、大規模の加工施設の整備については、国の補助事業を活用した施設整備を支援し、導入を推進しているところでございます。

それから、県内だけではなく、首都圏を初めとする大消費地での販路拡大ということで、現在のところ、県外工務店の取り組みとして、紀州材を使ってもらう県外工務店の取り組みを支援しております、紀州材のシェア拡大を図っているところです。

それから、その下の、民間を含む建築物の木造木質化の推進です。

こちらにつきましても令和3年10月に法律が改正されまして、都市(まち)の木造化推進法ということになりまして、民間建築物の方も木造化を進めていこうという動きになってきております。

これにあわせまして、県と建築士事務所協会、また県の建築士会、県木連こちらの方々が木材利用推進協定というものを結びまして、木造化を進める取り組みを強化するようにしております。

もし、この中で民間の建築物で何か情報がありましたら、県の方へご一報いただければ、そちらの方へ働きかけて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、ずっと下に行きまして、原木市場の活性化支援ということで、これも令和3年度からずっとやってきているのですが、丸太の高付加価値化。価値を高めるためということで、原木市場の方で強度試験をしまして、その結果等を表示し、高く買いとってもらうという取り組みを支援しているところでございます。

続きまして大きな項目の2番目、2本目の柱でございます。

多様で健全な森づくりになります。

1つ目の多面的機能の維持増進というところで、再造林や間伐及び生育の悪い人工林の広葉樹林化を促進ということで、昨年度から紀の国森づくり基金によりまして、生育の悪い

局長

人工林の広葉樹林化を促進しているところでございます。

その次に、シカ害やナラ枯れなどの病虫害対策の推進ということになります。

先ほどもちょっとナラ枯れの話がありましたけども、令和4年の県内での被害としましては約1,500m³ぐらいありまして。

特に紀中以南は収束傾向にあるのですが、昨年は龍神や有田川の方で、新たな被害も多く発見されております。

また、紀北筋では、伊都地方は減少傾向なのですが、海南、紀美野町、紀の川市等ではやや増加している傾向であります。

被害を処理するための補助事業もありますので、それを用いて支援をしております。

また、今、森林の方に被害はないんですけども、クビアカツヤカミキリ。これがですね、ちょうど今日の新聞だと思えますが、日高川町でも発見されたということで、5月には御坊市の方で発見されておりますし、ちょっと紀中の方に来ていますので、森林の方でも注意深く、監視パトロールを実施しているようなところでございます。

それから、その下へいきますと、コンテナ苗の生産拡大、事業を推進するなど低コスト造林の拡大という事です。

それで、その下にも関連しますけども、特定母樹などの花粉症対策苗木の生産拡大ということで、最近、花粉症対策苗というのは、政府の方でも大きく取り出されておりますけども、県内でもこれに力を入れておりまして、今、試験場中辺路試験地で、閉鎖型採種園ということでビニールハウスの中で、スギの特定母樹を育てるような取り組みをしておりますので、その他にも少花粉ミニチュア採種園の拡張も行っております。

令和5年度におきましてはヒノキの特定母樹のミニチュア採種園を田辺市新庄地内で造成し、今後3年間かけて母樹園を造成していく予定にしております。

これらによりまして、花粉症の対策苗の方も、令和3年では、4万9,000本ぐらいだったのですが、それを令和8年ぐらいには、28万7,000本まで増やしていきたいと思っております。

それから、その下ですね、寄付受入による天然林の保全ということで、これらも令和5年度から取り組んでいきたいと思っております。

今までは、貴重な生態系を持つ森林の公有林化ということ

で、買取をさせてもらっていますけども、天然林で、「もう自分で管理できない。」っていうところについては、寄付ということであれば、色々な要件でもって判断をさせてもらう形になりますけども、県の方で受け入れさせてもらおうかなということを行っております。

これは、色々な要件がありますので、全部が全部寄付を受け付けるといえるものではないです。

それから②の方の、多様な主体による森林づくりの方ですけども、企業の森による環境保全活動ということで、今年の6月5日にですね、株式会社日本化学工業所さんと協定を締結することができまして、これで106ヶ所ということで、令和8年に150ヶ所という目標があるので、まだ40数箇所、目標まで遠いんですけど、しっかり頑張っていきたいと思っております。

それから、紀の国森づくり基金を活用した森林環境の保全、それから森林と共生する文化の創造に関する施策の推進ということで、皆様から、県民の方からいただいている紀の国森づくり税によって、色々なことを今やっております。

先ほどから申し上げます人工林の広葉樹林化。また、貴重な生態系を持つ森林の公有林化、それから、先ほど申し上げた花粉症対策母樹園の整備などにも活用させていただいておりますし、被害マツの伐倒駆除。それから小中学生の森林体験。

こういうようなことに活用し、緑豊かな森林を次世代へ引き継ぐような取り組みを進めているところでございます。

それから③の方にいきます。

山地災害の防止ということで、新たな荒廃山地の早期復旧と平成30年台風災害の計画的な復旧と、山地災害危険地の防災対策ということで、平成30年の台風災害が、まだ残っております。当時、全部で46箇所ありました。

それが令和4年度末で32ヶ所が完了しておりますが、あと14箇所残っております、そのうちの10箇所を今年度工事します。

それで、その10箇所のうち6箇所は今年度完了する予定なのですが、未了の箇所があるので、それも引き続いて計画的に実行していこうと考えています。

それから大きな項目の3つ目です。

林業の担い手の確保・育成と活力ある山村づくりということで、3ページの方をご覧いただきたいと思っております。

局 長

林業の担い手の確保と育成ということで、もうご存知の通り、平成29年に農業大学校を農林大学校に改編し、林業研修部ができました。

研修生については、ほぼ確保ができている状況で、昨年度の入校生は8名で、うち1名が入講辞退。それから1名が途中でちょっと事故にあってしまって休学となりまして、卒業生は6名でした。

令和5年度の入講生は10名ですが、昨年度休学した方が元氣になって復学しておりますので、今、11名が学んでるような状況になります。

また、来年度、入講していただく方の前期試験も7月1日に行いまして、定員10名のうち5名がすでに合格しているところです。

定員10名なのですけども、10名を若干超えてもいいかなと思いつつ、しっかり入講生を確保していきたいなと思っております。

それから新規就業者の方がですね、先ほど言ったように40名ということでちょっと低迷したので。

今年は、SNSを活用して、今までもやってるんですけど、さらなる活用を図ろうということと、それから今まで大阪と東京でしか行っていなかったんですけども、今年度から名古屋でも「紀州林業体感セミナー」というセミナーを実施して、人を呼び込んでこようかなと考えております。

それから担い手の方の下から2つ目の項目になりますけども、高校生に林業を就職先として考えていただけるようにするために、県内高校生向けの林業講座を新たに今年度から実施してまいります。

今、全校はなかなか難しいんですけども、去年からいろいろ、高校に働きかけをしておりますして、熊野高校であったりとか、箕島高校、それから南部高校龍神分校、それから貴志川高校、等に今年度、こういう林業講座をやってきたいなと思っております。

それと、その下にありますけども、新規就業者を雇用する林業事業体に対して、ヘルメットや防護服、ブーツ等の安全保護具の購入を支援しまして、新規就業者の確保に、林業事業体の方がしっかり取り組んでもらえるようにしていきたいと思っております。

局長

それから②になりますけども活力ある山村づくりということで、和歌山県では紀州備長炭、それからサカキなど、その他にもありますけども非常にブランド力があるような特産林産物がありますので、それにもっと磨きをかけるとともに、やはり後継者の確保育成、これをしっかり進めていきたいと考えております。

大きな項目の4つめは、森林経営管理制度の円滑な運用と森林環境譲与税を活用した森林整備の推進ということで、森林環境譲与税が、今、色々新聞にも出ていますけども、中々使われていない市町村が多いということがあって、これをしっかり使ってもらおうということで、昨年一生懸命市町村の方に、和歌山森林管理署とも連携して呼びかけました。

令和4年度、市町村全体でいくと県内で約10億4,900万円、これが譲与税として入ってきています。

これに対し、最終的に活用していただいた額が約9億7千8百万ということで、配分額の93%が活用されております。

令和5年度は同額が市町村に入ってくる見込みになっております。

それで、昨年度から、色々働きかけを行ったところ、今、市町村の計画では、全体で約15億円を活用しようということになってます。

15億円というのは、配分額を超えているのでは？と思われるかもしれませんが、配分が始まってから現在までに市町村が基金として積み立てた分がありますので、それを取り崩して活用する形になっております。

最終的には、令和令和6年度からは最大の金額になるのですが、その時には、県内市町村に約12億8,700万ぐらいが配分されてくるような状況になっております。

それから5つ目の大きな柱として、新たに加えたところですよ。

森林におけるカーボンニュートラルの推進ということで、先ほど申し上げましたように、森林由来のJ-クレジットへの取り組みです。今、森林由来のカーボンクレジットが大体、相場的に1トン1万円ということで他のカーボンクレジットと比べると非常に高く取引されている状況です。ただ、その分、発行数も少ないという話も聞いておりますが、それを何とか県内でも広く取り組んでいきたい。

局長

これが、販売できることによって、木材販売以外の収入も得ることができるということで、非常に注目されているところでございます。

そういうこともありますので、J-クレジットの研修会を5月22日に開催させていただきました。

この時は制度の概要がほとんどだったのですが、やはりJ-クレジットの成功事例とか、他県での取り組み事例、また県内での取り組み事例を聞きたいという要望がございまして、来月、8月の7日にですね、実施する予定であります。

これはJ-クレジットの取り組み事例ということで県内では広川町の東濱植林さん、こちらの方で、今に取り組みまれていますので、その取組事例と鳥取県の森林組合の方の取組事例を発表いただき、皆さんと色々意見交換をしたいということで開催を予定しているところです。

そのほかにもですね、県有林においてこの取り組みを先駆的に取り組んで、モデル的に、「こんなふうにしたら取り組みやすいよ。」ということ、皆さんに公表していきたいということで、県有林の方でもその取り組みを考えてます。

なかなか県有林の全部は難しいので、1ヶ所、今のところ龍神の五百原県有林を想定して検討しているところでございます。

4ページ、5ページ、6ページの方は、森林・林業局の事業体系と予算です。

局全体の予算では、資料には書いてないんですけども、令和5年度は約76億円という予算になっています。

昨年度の予算と比べると、補正予算も含めていますが、昨年度より6億円程度多い状況になっております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

議長

どうもありがとうございました。

非常に多岐にわたる県の方針で、非常に力強いと感じております。

ただいまご説明いただいた件につきまして、内容の質問ですとか、ご意見でも結構ですし、全般含めてでも結構ですので、何かご発言いただけますでしょうか。

■委員どうぞ。

です。

今の説明の中にもありまして、特に林業機械の補助であったりとか、事業者としても大変ありがたく思っております。

また、知事が特に林道に力を入れていただけるということも大変うれしく思っております。

その中で、ちょっと心配なことがありまして。

ちょっと今の説明の中から外れていたのですが、この令和5年度森林・林業局の施策方針の基本方針の一番先頭に、「森林ゾーニングによる選択と集中」という言葉がございます。

私、この場で、是非この森林ゾーニングの柔軟な運用ということで、少しお聞きしたいと言いますか、お願いしたいことがあります。

このゾーニングは経済林と、環境林という形で分けられているのですが、道路からの距離等によって、割と機械的に分類されていております。

林道が増えるということはあるがたいですし、それで実際に経済林になるということは、大変ありがたいことなんですけども、この運用の中で、治山事業に関してお聞きしたいことがあります。

具体的に言いますと、治山事業の中の本数調整伐。

この、本数調整伐は、一般的な切捨て間伐だけではなくて、伐倒木は等高線状に設置して土砂の流出を防ぎ、保安林の機能を維持増進させるための事業ですが、この本数調整伐は「経済林の中ではできない。」と聞いています。できないというか、基本的に採択されないと聞いています。

県内各地で色々な人から、治山事業の本数調整伐が全く採択されなくなった、全くじゃないんですけども、この制度のおかげで出来ないようになったというような意見も耳にしております。

そういう中で、もし、わかっているならば、このゾーニングが始まる前と後で、治山事業の本数調整伐が、どれくらい増えているかそれとも減っているのでしょうか。数字で示してとまでは言いませんけども、増減の程度を教えてください。

ゾーニングの運用面において、林道延長が伸びたら治山事業が採択されなくなるというようなことが無いような運用をぜひお願いしたいということです。

ゾーニングは、機械的にメッシュ状に分類されていますの

委員

で、一方、山の境界である林小班は自然の地形等で区切られていますので、メッシュから当該森林が少しはみ出してしまうというような場合があります。

私の組合ではないところから聞いた話なので、真偽は分かりませんが、林小班の中をメッシュに合うように四角形に測り分けたっていう話も聞いたことがあります。

私の組合でもですね、例えば、事業要望したい林小班があったとして、その一部分に経済林のゾーニングが少しでも重なっていると、重なった部分だけ要望から外すのも不自然なので、要望する林小班を変えたというようなことも聞いたことがありますので。

そうなってくると、事業地が分散してしまう等、事業の効率化であったり、限られた予算を有効に活用するためのゾーニングが本末転倒なことになってしまう。

この部分について、この場で今後の方針までは言えないかとも思うのですが、是非、柔軟な運用を図っていただき、治山事業の趣旨や、保安林機能の維持増進が果たせるような形での事業実施をお願いしたいなと思います。

議長

どうもありがとうございました。
県の方から、お願いいたします。

森林整備課長

森林整備課長の石橋です。

ただ今のご質問ですけど、まずゾーニング前とゾーニング後の治山事業の森林整備に占める割合ですが、予算的には、ゾーニング前が治山事業全体のうちの概ね 13%。異常値を除くと 12%ぐらいです。

ゾーニング後の令和 2 年から 4 年の平均としては 7%です。

令和 4 年度に、林野庁の事業の見直し等がありまして、それによって下がっている部分を除くと 8%ぐらいという結果になっています。

これについては、林野庁の予算自体がゾーニング前で約 9%弱。ここ最近 3 カ年の平均でいきますと、6.6%ぐらいという状況で、林野庁自体の予算においても、治山事業の中の森林整備は、減少している状況になっております。

平成 28 年にゾーニングを行って、翌 29 年から総合戦略を作って造林事業・治山事業の施業地については、実施箇所の選

森林整備課長

択と集中ということで効率的な事業の実施を図っているところですが、治山事業の森林整備については、そのゾーニングを基に「環境林」での実施を原則として進めているところです。

ただ、ご質問の中にもありました通り、ゾーニング自体は道路や地形の状況、森林の過去の施業履歴等といった客観的な指標をもとに、画一的に区分して作っていますので、現実問題としては、国道や県道等に隣接した人工林、特に道路の高い切取法面の上部など、伐採しても、架線を架設することができないとか、周辺道路の周りに土場が確保できないとか、または、作業道の作設ができない等、色々な理由があって林業経営に適さない場所が経済林ゾーニングの中に含まれていることは承知しているところです。

現在、治山事業の森林整備につきましては、森林所有者が林業経営を放棄した保安林を、県が主体的に公費を100%使って整備を行い、公益的な機能の高度発揮をするという事業趣旨を踏まえて、ゾーニングとの調整も行いながら検討しているところです。

続きまして、令和4年度については、県の治山事業に占める割合がかなり下がっているのですが、これについては、振興局に聞き取りすると、当初、治山事業を要望されていた方が、ウッドショックなどで丸太の価格が上昇したりしますと、期待感から治山事業の要望を控えた方もいらっしゃるという話も聞いています。

また、林野庁の事業で「奥地保安林」というものがあったのですが、それが令和4年度に見直されて、1、2級河川の上流域の保安林を整備するのは変わらないんですが、全体計画事業費が800万から3,000万円に引き上げられました。

採択規模が大規模化されたということもありまして、今後各地域の計画を立案するにあたって、広域的に行っていかないと、なかなか林野庁の採択要件に合わないという状況であります。

そのような理由で、事業費が下がったという側面もありますので、一概にゾーニングだけが原因ではないと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
よろしいですか。

委員

はい。ありがとうございます。

議長

選択と集中という言葉が誤解を生みやすい部分もあるのではないかなって感じがありました。

選択されなかったからといって、ほったらかしではなく、「その箇所もこういう管理をします。」っていうところを、しっかり伝えていただければ、誤解を生まないという感じがしますのでよろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

委員

1ページの1の、成長産業化の一番下に航空レーザ測定の利用について書かれていますけども。

昨年度策定された新総合戦略の5ページを見ますと、航空レーザ測定を使って林道の整備をするということが記載されています。

例えば三重県の、総合戦略なんかを拝見しますと、このレーザ測定で立木一本一本の、樹高や胸高直径や材積をデータ化して、それを面的に表現して森林の管理運営に役立てるとということが記載されています。

和歌山県としては、このような取組は進められているのでしょうか。

局長

和歌山県でも航空レーザ計測を基に、一本ごとの樹高を分るようにしていますし、また樹高から胸高直径も推定して分かるようにして、県内全域分の解析ができましたので、それを基に、先ほど申し上げた森林クラウドシステムというのを構築をさせてもらって、システムの中で一本一本の樹高データや分布等が全てわかるようになっています。

委員

県全域でもうすでにデータ整備ができていると。

局長

そうです。その森林クラウドの本格運用が今年の8月からを予定している状況です。

委員

はい。わかりました。

委員

もう1点お願いします。

奈良県の総合戦略の中に、「紀伊半島3県共同研究実行委員会」が研究開発を実施するという記載があったのですが、本事業はどのようなものなのでしょうか。

局長

これは、3県に配分される森林環境譲与税を活用して、紀伊半島、三重・奈良・和歌山の3県に共通する課題もあるだろうから、それを3県で一緒に研究しましょうということで、3県で課題を持ち寄りまして、年度ごとに研究テーマを絞って取り組んでいるところです。

今、委員がおっしゃった研究は、昨年度、奈良県の方から提案がありまして、現在取り組んでいる課題になります。

3県一緒になって取り組んでいるのですが、奈良県から提案があった案件なので、奈良県が主体となって、現在、受託者と協議を行いながら進めていただいております。

内容は、森林においてドローンを飛行させて色々なデータを取り、間伐の設計積算を市町村の職員が簡単にできるようなソフトウェアの開発です。

3県共同研究は令和元年から始まっているのですが、他にも色々取り組んでいます。

例えば、林道の中で大型トレーラーが走行可能な林道がどこに分布しているかの調査等を行ったりしているところでございます。

委員

ありがとうございました。

議長

ありがとうございます。

最初の話の、森林クラウドにつきましては8月以降本格化するのを、大変期待しております。

ただ、色々な県が森林クラウドに取り組まれているのですが、失敗例もよく聞くようになってきてまして。

ユーザー側のメリットとかその辺りも踏まえて上手く運用していただければと思いますのでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

では、委員。

委員

新宮の方に木質バイオマス発電所が出来ていると聞いたん

委員

ですけれども。

この、和歌山県内の木質バイオマスの利用といいますか、そして発電設備、施設はどのくらい今あるのでしょうか。

林業振興課長

和歌山県内ですけれども、今、木質バイオマスの発電所が4ヶ所動いています。

有田川町、それから上富田町、それから今お話にありました新宮市内2ヶ所となっております。

委員

はい。ありがとうございます。

その発電所に運び込まれる材木といいますか、材料はやはり県内の木なのでしょうか。

林業振興課長

主に県内ですが、新宮に県内で一番大きな木質バイオマス発電所があるのですけれども、そこにつきましては、大半が九州からの移送で賄っているところです。

委員

はい。なぜそのようなことを伺ったのかと申しますと、「いっぱい木が伐られていくのだけでも、どうも、それが建築用材じゃなく、木質バイオマス発電で燃やされてしまってるらしい。それは辛いわ。」という話を聞いたのです。

それはそうだろうな、と思ひまして。でも何も知らないと何とも言えないので、そこでは「そうなの？」って言うだけなんです。

木質バイオマス発電所は、燃やさないエネルギーが出ないわけですから仕方ないですけれども、大体、何年生ぐらいの木なのかとか、それから間伐材ですよとか、そうしたところをお答えできる範囲で教えていただければ嬉しいなと思ひます。

林業振興課長

バイオマス発電所で燃やす木材ですけれども、何年生云々というよりも、例えば、80年生ぐらいで伐採される木が多いと思うんですが、その先端部分といいますか、製材用にならないようなもの。それから、立木の下の方につきましても曲がりが入っているものとか、そういったものになります。

それから、施設によっては、枝葉も使えるようになっております。全てバイオマス発電所へ搬入してしまうと、委員おっし

林業振興課長

やる通り、「何のための林業か。」となってくると思うのですが、やはり製材用という形で、しっかりとした価格で収益も上げていきたいと思っておりますので、稼げる利用といいますか、使える部分では製材用材として出荷して行って、その他の部分は余すことなく木質バイオマス発電所へ持って行って利用する形をとっていきたいと考えております。

委員

はい。ありがとうございます。

そうすると製材業者さん等との連携という形で、木材の活用が行われてるんですよっていうふうにお答えしてよろしいでしょうか。

林業振興課長

先ほど言いました、今年の補正予算による製材加工施設や、高性能林業機械の支援も併せて、総合的に取り組んでまいります。

森林クラウドの話もございましたが、森林クラウドによってどこにどういった木があるのかを川上の皆さんや、川下、川中の方も情報共有していただいて、しっかりした木材の需給マッチングができるような、体制の構築を頑張っていきたいと考えております。

委員

はい。ありがとうございました。
よろしく願いいたします。

議長

どうもありがとうございました。

需給のバランスを取るというのは、非常に難しい問題ですので、是非クラウドも活用して上手くやっていただきたいと思っております。

ちょっと予定の時間過ぎておりますけれども、せっかくの機会ですので、ご発言をという方おられますが、いかがでしょうか。

委員

、高校生のための新しい講座を昨年からはじめたという説明がございましたけども。

講座の内容についてお話しいただければありがたい。

局長

本県の高校生の皆さんというのは、林学を専門的に教わる

局長

ことがございませんので、まずは森林や林業の基礎的な部分から、色々知っていただいて、その上で、林業の現場のこと等を知っていただこうと。

基礎的なものを中心に、理解してもらおうかなと考えております。

委員

例えば講演会的なものなののでしょうか？それとも授業として組み込んで何回か連続してやるというものなのか？教えてください。

局長

学校側と色々調整してからの話になるのですが、学校側の要望に応じて、例えば先ほど言ったように、学校へ出向いて行って講義みたいにするパターンもありますし、その後、山へ行って色々な体験をしてもらうパターンもあります。

学校側の要望に応じて、色々な形で構成する内容になります。

基本的には、大人数で講演という形では無く、1クラスか2クラス程度の人数での授業になってくると思います。

座学、それから現場での見学、それから体験、こういうようなものを取り入れて、高校生向けの講座を実施していこうと。

それで、日数については学校側と調整してやっていきたいと。今、取り組みを進めております。

委員

林業を理解いただこうとすると、1回きりのお話っていうわけには参りませんので、座学にしても、何回かの講座を開くなど、それと併せておしゃっていただいたように現場との繋がりを見るとかですね。

その中で、言わざるをえないと思うんですけども、現状、労働災害が非常に多いですね。

その辺も、理解いただいた上で、でもやっぱり林業っていうものが産業として、「大変魅力もあるんだ。」ということが理解いただけるような講座にしていただければありがたいなと思ってますのでよろしくお願いします。

議長

どうも貴重な意見ありがとうございました。

本当に若い世代にどういうふうに、考えて受け取っていただくかっていうのは、非常に重要な問題だと思いますので、是

議長

非よろしく願いました。

その他いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

委員

今の高校生に向けての講座の件ですけども、緑育で小学5年生ぐらいの子たちがたくさん山の中に入ってきてくれて、やはり、そこで、山というものを体感できるんですけども、それが直接、「就業には繋がっていないのかな。」っていう気はしていました。

県外での就業相談等々も、県外から来てもらうっていうことも大事なことだと思うんですけども、やはり県内から、この就労に向けて、意欲のある子供たちが育ってってくれるっていうのは、すごい嬉しいことだと思います。

ちょっとここで、もしかしたら、先ほどの高校生向けの講座から見ると軽いかもしれませんが、女性林研の方で、後継者に向けた高校生にいろいろ知ってもらおうと思って取組みしているんですけども、なかなか高校っていうのは、先ほどの熊野高校とか、林業に関心あるところはいいんですけども、それ以外のところを開拓していくっていうのは難しいと思うんですが、大きな学校単位とかじゃなくても、本当に興味のある子たちを集めてでもやって行って、それが就業に繋がったらいいんじゃないかなと思っています。

どうぞ、よろしくお願いします。

議長

どうもありがとうございます。

非常にこのテーマ、重要なところでもあると思うんですが、委員が自らプログラムをお作りになられて、箕島高校で既に実施されてるということでありますので、何か一言お願いできますでしょうか。

委員

今、ご紹介いただきましたので、実はですね、箕島高校の就職担当の先生からご依頼いただいた関係で、昨年度になるんですけど、私の会社と、有田振興局の林務課の担当の方々と一緒に、箕島高校の生徒30名ぐらいだったと思うんですが、SDGsの事業ということで、その中の林業、あとはSDGsにおける林業とは何かっていうところをテーマに、授業と現場体験をしてもらいました。

委員

一番最初の初日は、座学ということで、3時間だったと思うんですけど、授業時間をいただいて、ごめんなさい、最初は1時間ですね。

座学の時間をいただいて、その後、現場の方へは十数名の生徒さんたちが来てくれて、現場の方で体験してもらって帰ってもらう。というカリキュラムで、昨年度先行させていただいて、私の会社でやらせていただきました。

高校生がすごく興味を持っていただいて、実はテレビ和歌山にも取材に来ていただいたんですけど。

「すごくいい体験してもらえたんちゃうかな。」と思っています。是非この取り組みを、他の高校でも広げていただけると、林業への就業とかに繋がるんじゃないかなと思っています。

ちょっと拙い説明で申し訳ないんですけど、こんな感じで去年やらせていただいていますので、皆さんも、できるだけ地元の高校とかにアプローチしていただければと思っています。私からは以上です。

議長

どうもありがとうございました。

局長

ありがとうございます。

先ほど、箕島高校という名前が挙げたのは、委員の取り組みがあったからこそ、何とかここまで出来た状況で、本当にありがとうございます。

今、おっしゃられたように、この取り組みが先ほど挙げた高校からさらに広がることを目指して頑張っていきます。

そのためには、当然、県もさることながら、体験ということになってくると林業事業者の方々のご協力もいただかないと、なかなか進まないと思いますので、是非、近くに林業事業者の方がいらっしゃいましたら、是非よろしくお伝えください。以上でございます。

議長

どうもありがとうございました。

箕島高校の時は、上富田町の林業研修部まで行っていただいて、シミュレーターもかなり評判よかったみたいですので、本当にいろんなものを活用していただければと思います。

議長

もう、かなり時間が過ぎてしまって申し訳ないんですが、最

議長

後に何かございましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の会議の議事は終了させていただきたいと思います。

委員の皆様には長時間にわたりご審議いただきました。

どうもありがとうございました。

会議の進行にご協力いただきまして、どうもお礼申し上げます。

これで議長の職を終了させていただきます。

ありがとうございました。

司会

■■■会長、ありがとうございました。

本日の森林審議会、議事の内容につきましては、追って事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名委員としてご指名いただきました、■■■委員と■■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

司会

すいません、時間を過ぎていているところなんですけど、ここで、和歌山県から一つ、情報提供がございませう。

お手元に配布させていただいております、右肩に情報提供と書いてあるペーパーをご覧ください。

このペーパーは、北山川の筏流し技術についてです。

和歌山県初の林業遺産に登録されましたので、このことにつきまして林業振興課長の原の方から情報提供させていただきます。

林業振興課長

お手元の資料にも記載されておりますが、日本で唯一の飛び地の村である北山村に伝わる、北山川の筏流しの技術は、16世紀ごろから昭和30年代まで継承されてきました。

筏流しは木材流送の技術でございまして、トラック輸送への転換等もございまして、木材流送としての筏流しは昭和38年が最後となっております。

しかしながら、その後、その技術を観光に取り入れまして、昭和54年から「北山川観光筏下り」が始まりまして、現在にその技術が受け継がれているところでございませう。

こういった「伝統的な筏流しの技術を今に伝える珍しい事例である。」ということでありまして、村の教育長、この方は

林業振興課長 本県の元森林・林業局長でございますが、その方の発案によりまして、日本森林学会に推薦した案件でございます。

年明けに申請しまして、5月末に和歌山県初の林業遺産として登録されております。

なお、筏流しとしての登録は全国初の登録でございます。簡単ではございますが、ご紹介させていただきました。

司 会

これで森林審議会の内容をすべて終了いたしました。

委員の皆様には、長時間、お疲れ様でございました。

以上をもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

気をつけてお帰りください。